

第1部 県民中心の施策展開

第1章 環境保全に関する施策の推進

第1節 環境行政の動向

第1項 国における環境行政の動向

国は平成5年11月に「環境基本法」を制定し、環境政策の基本理念、社会の各主体の役割、基本的な施策のプログラムを明らかにした。この法律は、従来の公害対策基本法や自然環境保全法が規制的手法をとるのに対し、環境そのものを総合的に捉えて計画的に施策を講じようとするものである。この中で環境影響評価の推進が規定されたことから、平成9年6月には「環境影響評価法」が制定された。

また、この環境基本法第15条に基づいた「第四次環境基本計画」を平成24年4月に策定し、今日の環境に関する状況・課題を的確に把握し、長期的な視野に立って、環境行政の方向性を示した。この計画では、環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」が基盤として確保される社会であると位置付けた。

地球温暖化対策では、1992（平成4）年に気候変動に関する政府間交渉で「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、この条約では締約国が温室効果ガスの排出量を2000（平成12）年までに1990（平成2）年レベルに戻すこと、毎年排出量や吸収量を把握・報告すること、先進国や途上国といった各国の事情、経済状況に応じた温暖化防止のための措置を講じていくこと等が明文化された。また、締約国会議（COP）が最高意思決定機関として設置され、1995（平成7）年から毎年開催されている。

1997（平成9）年に京都で開催されたCOP3では、先進国の温室効果ガス排出量に対し、法的拘束力のある数値目標と目標達成に向けた方法等を定めた京都議定書が取りまとめられ、その後、実施に向けた運用ルールの協議や各国内の締結手続を経て、2005（平成17）年2月に京都議定書が発効した。

2015（平成27）年12月には、途上国を含む全ての国・地域の合意のもと「パリ協定」が採択され、2020（平成32）年以降の地球温暖化対策に関する新たな国際的枠組みが構築された。協定では、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑えようと

もに1.5℃未満に収まるように努力することや、できるだけ早い時期に温室効果ガスの排出量増加を止め今世紀後半には実質ゼロにすること、全ての国が削減目標を策定し、5年ごとに見直すことなどが定められた。我が国は、2030（平成42）年度における温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比26%減の水準にすることを目標としている。2016年中国とアメリカなど温室効果ガスの主要排出国が次々と批准し、パリ協定は11月に発効した。

生物多様性の保全では、1993（平成5）年12月に発効した生物多様性条約に基づき、平成7年10月、平成14年3月、平成19年11月にわたり、生物多様性国家戦略が策定された。

その後、平成20年6月に、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する「生物多様性基本法」が施行、平成22年3月に「生物多様性国家戦略2010」を閣議決定、2010（平成22）年10月には、「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」が愛知県名古屋市で開催され、「愛知目標」の採択により、2011年以降10年間の国際的な取組目標を定めたことを受け、平成24年9月に愛知目標達成のためのロードマップとなる「生物多様性国家戦略2012-2020」が決定された。また、平成23年10月に地域における多様な主体が連携して行う生物多様性活動を促進することによって、豊かな生物多様性を保全することを目的として「生物多様性地域連携促進法」が施行された。

廃棄物・リサイクル対策では、循環型社会の形成を推進して廃棄物問題の抜本的解決を目指すために平成12年5月に「循環型社会形成推進基本法」が制定され、平成15年3月には、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「循環型社会形成推進基本計画」が策定された。

第三次循環型社会形成推進基本計画においては、最終処分量の削減など、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、リデュース、リユースの取組強化、有用金属の回収、廃棄物処理やリサイクル製品の安心・

安全の取組強化、3R国際協力の推進等が新たな政策の柱とされている。

大気汚染対策では、特にPM2.5について、平成25年2月に大気汚染及び健康影響の専門家による「PM2.5に関する専門家会合」により注意喚起のための暫定的な指針が示された。また、平成26年11月にはその運用に関する改善策が示されている。現在、大気汚染防止法に基づき、地方自治体によって全国900カ所以上でPM2.5の常時監視が実施されている。また、平成25年10月に「水銀に関する水俣条約」が採択されたことを受け、平成27年6月に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」、「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が成立し、平成28年2月に条約が締結された。改正後の大気汚染防止法では、新たに水銀の大気への排出を規制する規定が設けられた。

化学物質対策では、平成11年に、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止するための「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」が制定され、対象事業者は平成13年度から対象化学物質の環境中への排出量等の把握を開始し、平成14年度からはその届出を実施し、国は集計結果の公表を行っている。

また、平成23年8月に制定された「放射性物質汚染対処特措法」により、現在、放射性物質の汚染状況の監視が強化されている。

今後、類似の問題に対応することを念頭におき、放射性物質による環境の汚染の防止のための措置については、原子力基本法その他の関係法令で定めることを規定していた環境基本法第13条が削除された。これを受けて、平成25年6月に制定された「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」により、大気汚染防止法等から放射性物質における除外規定が削除され、放射性物質による汚染についても、環境汚染として取り扱われることとなった。

第2項 大分県における環境行政の動向

本県の環境保全に関する基本理念や環境保全施策の基本的事項を示すものとして「大分県環境基本条例」を平成11年9月に制定した。

同年3月には環境影響評価の対象となる事業やその手続等を規定した「大分県環境影響評価条例」を制定し、また、同年11月に大分県公害防止条例を見直して、新しい環境問題に対応する「大分県生活環境の保全等に関する条例」を制定し、自然環境及び生活環境の保全に努めてきたところである。

本県における環境施策は、平成10年3月に策定した大分県環境基本計画「豊の国エコプラン」に

基づいた取組を行ってきた。しかし、環境情勢の変化や、とりわけ「ごみゼロおおいた作戦」の推進等を念頭に、平成17年10月に「大分県新環境基本計画」を、さらに28年3月に「第3次大分県環境基本計画」を策定した。この計画は、「天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた」を目指すべき環境の将来像とし、環境保全活動を通じて地域活性化を図る「おおいたうつくし作戦」を着実に推進するための基本プランとして位置づけている。

また、平成16年3月には、ごみのない美しく快適な大分県づくりを広域的に進めるために「美しく快適な大分県づくり条例」を、平成16年6月には、産業廃棄物の排出抑制や再生利用並びにその適正処理を推進する財源を確保するために、「大分県産業廃棄物税条例」を、平成17年7月には、産業廃棄物の適正な処理を推進するため「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」をそれぞれ制定した。

さらに、平成18年7月に土砂の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに土砂の崩落等による災害を未然に防止するため「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」を制定した。

平成28年3月31日現在の本県の環境関連条例については表1.1-1のとおりである。

表1.1-1 県の環境関連条例

条例等の名称	公布年月日	概 要
大分県環境基本条例	平11. 9.30	環境の保全に関する基本理念、県・市町村・事業者・県民の責務、環境保全施策の基本となる事項を規定
大分県環境影響評価条例	平11. 3.16	環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業に関する環境影響評価の手續等について規定
大分県生活環境の保全等に関する条例	平11.12.24	公害の防止に関する規制に加えて、化学物質や廃棄物の適正処理などの事業活動や日常生活における環境への負荷の低減のための措置等について規定
美しく快適な大分県づくり条例	平16. 3.31	ごみのない美しく快適な大分県づくりを県民総参加のもと広域的に推進するため、ごみのポイ捨てやピンクちらし掲示等の行為を禁止すること等について規定
大分県エコエネルギー導入促進条例	平15. 3.20	太陽光、風力等のエコエネルギーの導入促進について、各主体の責務等を明確にするとともに、施策の基本的事項について規定
大分県産業廃棄物税条例	平16. 6.25	産業廃棄物の排出抑制や再生利用等の取組を誘導するとともに、産業廃棄物の適正処理推進のための税の仕組み等について規定
大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	平17. 7.11	産業廃棄物処理施設の設置及び県外産業廃棄物の搬入に係る事前手續等を規定
大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例	平18. 7. 7	土砂等に関する安全基準等を設定し、不適切なたい積行為の禁止、特定事業に関する規制について規定
水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例	昭47.12.25	瀬戸内法適用区域内の事業所（排水量50m ³ /日）に適用規制項目はCOD、SS、n-ヘキサン抽出物質
大分県公害紛争処理条例	昭45. 9.29	大分県公害審査会の設置、手續費用等公害紛争の処理について規定
大分県公害被害救済措置条例	昭48.12.25	原因不明の公害被害の救済について規定 大気汚染による健康被害、水質汚濁による漁業被害
大分県立自然公園条例	昭32.12.27	すぐれた風致景観の保護と利用を図ることを目的として、自然公園の指定、区域内における工作物の設置等の行為の規制、公園事業等について規定
大分県自然環境保全条例	昭47.10.13	すぐれた自然環境の保全を図ることを目的として、自然環境保全地域の指定、区域内における工作物の設置等の行為の規制、保全計画等について規定
大分県自然海浜保全地区条例	昭55.10. 1	瀬戸内海区域の海水浴などの公衆の利用に供されている自然海浜の保全と利用を図ることを目的として、自然海浜保全地区の指定、地区内の行為の届出、勧告等について規定
大分県希少野生動植物の保護に関する条例	平18. 3.30	希少野生動植物の保護の推進を目的として、希少野生動植物の指定、生息地の保護に関する規制等について規定
大分県環境緑化条例	昭48. 4.16	緑地の保全と回復を図ることを目的として、緑化基本計画の策定、緑化地域の指定、緑化のための施策等について規定
大分県沿道の景観保全等に関する条例	昭63. 3.30	県道等の沿道の景観保全及び環境美化を推進するため、沿道景観保全地区（沿道景観保全樹木を含む。）及び沿道環境美化地区を指定し、地区内の行為の届出指導等について規定

第2節 ごみゼロおおいた作戦の成果と課題、 おおいたうつくし作戦への深化

1 ごみゼロおおいた作戦の成果と課題

大分県の美しい自然と快適な環境を守り将来に継承するため、地域における身近なごみ拾い活動から、3Rの推進、地球温暖化対策まで、広範囲にわたる環境問題に県民総参加で取り組む「ごみゼロおおいた作戦」を平成15年度から展開し、環境に配慮した美しく快適な大分県づくりを進めてきた。

これまで、県内各地で「キャンドルナイト」や「花いっぱい運動」などの様々な環境保全活動が行われてきており、「県民一斉ごみゼロ大行動」では35万人規模の県民が参加するなど取組が着実に広がってきている。また、地域の環境保全活動の牽引役である「ごみゼロおおいた推進隊」の任命数は累計で170団体を超え、県民の環境意識が高まり「大分はきれいだ」「街がきれいになった」という声をよく聞くようになった。

その一方で、「ごみゼロおおいた作戦」はその名称から「ごみ拾い」に限定された印象を受けやすく、「県民一斉ごみゼロ大行動」の参加者数も近年やや伸び悩む傾向になってきた。また、「ごみゼロおおいた推進隊」は構成員の高齢化や人員の確保難などにより、全体として活動が縮小傾向であった。

2 今後の展開

これまでの状況及び「ごみゼロおおいた作戦 県民会議」や、「ごみゼロおおいた推進隊」の意見を参考に、新たに「おおいたうつくし作

戦」に取り組むこととし、大分県の長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の施策の1つに掲げ（平成27年10月）28年度から本格的にスタートした。

「おおいたうつくし作戦」は、これまでの県民参加型の「ごみゼロおおいた作戦」の成果を生かして、これをステップアップさせた地域活性化型の取組であり、まちづくり（地域の活性化）、ひとづくり（人材の育成）、なかまづくり（持続可能な活動基盤づくり）の3つのアクションとこれらの好循環により、県民意識の更なる醸成と持続可能な活動基盤づくりを目指すこととしている。

3 県民会議

作戦は、学識経験者や環境関係の団体、事業所、NPO法人等の役員及び公募委員で構成する県民会議を中心に、県民の自由な発想や活動を引き出し、支えながら進めている。

県民会議は、①環境保全に関して広く県民に実践行動を呼びかける、②県民宣言を採択して県内全域に広報するとともに、キャンペーンを展開する、③県の環境施策全般に対し意見を提出する、といった役割を担っている。

4 実施本部

県庁内には、各部に跨る環境行政全般を一体的・総合的に推進するため、知事を本部長とする実施本部を設置し、県民会議と緊密に連携しながら各般の環境施策を推進している。

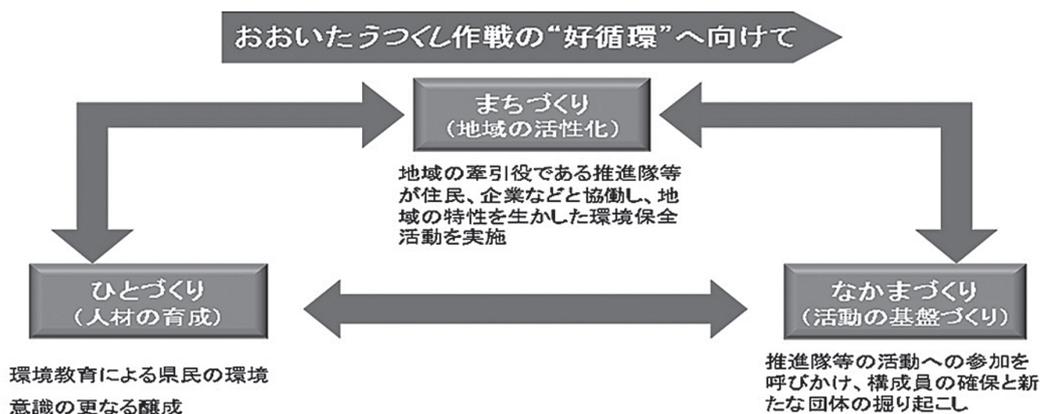


図1.1-2 おおいたうつくし作戦の概念図

